

# 令和6年度 償却資産(固定資産税)申告の手引

日頃から市税につきましてご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。  
さて、固定資産税の対象となる償却資産を所有されている方は、賦課期日(1月1日)現在所有している償却資産について、申告していただくことになっています(地方税法第383条)。つきましては、この手引等を参照のうえ、申告書のご提出をお願いします。

## 申告期限 令和6年1月31日(水)

<p>申告書提出先 及び 問い合わせ先</p>	<p>糸魚川市役所 市民課固定資産税係(1階) 〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号 電話 025-552-1511(内線 2147, 2148) 能生事務所 住民係 電話 025-566-3111 青海事務所 住民係 電話 025-562-2260</p>
<p>提出方法</p>	<p>(1) 郵送 受付印を押印した申告書の控えが必要な場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください。 (2) 上記記載の窓口へ持参 (3) 電子申告(地方税ポータルシステム:eLTAX) eLTAX(エルタックス)により、申告データを送信していただく方法です。 eLTAXの利用、登録等の詳しい情報は地方税共同機構のホームページ(<a href="https://www.eltax.lta.go.jp/">https://www.eltax.lta.go.jp/</a>)をご覧ください。</p>

### 目次

1 償却資産とは.....	1
2 申告について.....	2
(1) 申告が必要な方.....	2
(2) 提出書類.....	2
(3) 申告の対象となる資産.....	3
(4) 申告の対象とならない資産.....	3
(5) 建築設備における家屋と償却資産の区分.....	4
(6) テナント等が施工した内装・設備等について.....	5
3 固定資産税と国税(所得税・法人税)の主な違い.....	5
4 課税標準の特例、非課税及び減免について.....	5
5 償却資産の申告対象となる特殊自動車について.....	7
6 調査協力をお願い.....	7
7 マイナンバーの取扱いについて.....	7
申告書記載例・明細書記載例・電子申告(eLTAX)の留意点.....	8~11

# 1 償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で事業を行う方が事業のために用いる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、取得価額が少額である資産その他政令で定める資産以外のものをいいます(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有するものを含みます)。

例えば、工場や商店などで使用する事業用の構築物、機械、工具、備品などが対象で、土地・家屋と同じように固定資産税の課税の対象です。

## 【償却資産の例】

資産の種類		資産の名称
1	構築物	舗装路面、広告塔、門・塀・緑化施設等の外構工事、ゴルフ練習場設備等
	建物附属設備	・受変電設備、給排水設備、冷暖房設備、衛生設備等の建築設備のうち、償却資産として取り扱うもの(※1) ・テナント(賃借人)の方が貸ビル、貸店舗等に施工した内装、造作等(※2)
2	機械及び装置	製造機械設備、工作設備、印刷機械等の産業用機械及び装置類 ブルドーザー等の大型特殊自動車(分類番号が「0、00～09 及び 000～099」)
3	船舶	漁船、釣船、モーターボート、遊覧船、しゅんせつ船等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(分類番号が「9、90～99 及び 900～999」)、貨車、客車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理容・美容機器、LAN 設備、応接セット、自動販売機、映像音響機器、室内装飾品、取付工具等、各種工具等

※1 建築設備における家屋と償却資産の区分は、4ページ(5)をご参照ください。

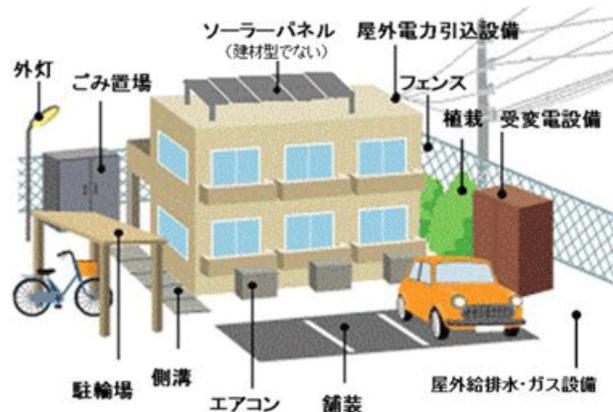
※2 テナント(賃借人)が貸ビル、貸店舗等に、自らの費用で施工した内装、電気、ガス等の設備は、テナントの償却資産として申告してください。

例 内装……天井、床、内部・外部仕上げ、建具、間仕切り等の工事

附帯設備……電気、ガス、給排水、衛生、空調、運搬設備等の設備

(自己所有の建物本体を、通常の維持管理の範囲で改修した場合の費用等は、家屋の評価に含まれるため、償却資産の申告は必要ありません。)

### 償却資産の例



## 2 申告について

### (1) 申告が必要な方

令和6年1月1日現在、糸魚川市内で事業を営む個人・法人又は糸魚川市内に貸付資産を所有する個人・法人です。

廃業、休業された方や償却資産をお持ちでない方も、備考欄にその旨を記入し、申告書を提出してください。

### (2) 提出書類

#### 【初めて申告をする方】

申告者の区分	提出書類(○)		注意事項
	申告書	種類別明細書	
申告する資産がある方	○	○	種類別明細書に全ての資産を記載
申告する資産がない方	○		申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載

#### 【今までに申告したことがある方】

申告者の区分	提出書類(○)		注意事項
	申告書	種類別明細書	
資産の異動がある方 (増加、減少、訂正等)	○	○	種類別明細書に記載
資産の異動がない方	○	○	申告書の備考欄に「変更なし」と記載
申告すべき資産がない方	○		申告書の備考欄に「該当資産なし」と記載
事業をやめた方(廃業、解散、転出等)	○	○	申告書の備考欄に詳細を記載 (例:令和5年5月廃業)
電算処理による申告の方 (全資産申告)	○	○	下記「電算処理により申告される方へ(全資産申告)」をご参照ください。

※ 前年度に資産があると申告された方には、資産を記載した「償却資産種類別明細書」を同封しました。内容をご確認のうえ、申告書と合わせて提出してください。

#### 【電算処理により申告される方へ(全資産申告)】

- ・ 毎年度、1月1日現在の全所有資産について申告が必要です。
- ・ 取得価額、評価額及び課税標準額は、全て記載してください。
- ・ 課税標準の特例の適用がある場合は、その特例率及び課税標準額を記載してください。

### (3) 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、糸魚川市内で所有している事業の用に供することができる資産です。  
1ページに記載の資産のほか、次に該当する資産も対象です。

- ア 税務会計上、減価償却費の対象となる有形固定資産(家屋で評価する資産を除く。)下表※1
- イ 取得価額が30万円未満で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の規定の適用により即時償却した資産 下表※2
- ウ 建設仮勘定で経理されている資産
- エ 決算期以降に取得され、未だ固定資産勘定に計上されていない資産
- オ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- カ 償却済資産(税務会計上、減価償却を終え、残存価格のみ帳簿計上されている資産)
- キ 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- ク 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼動していない資産)
- ケ 大型特殊自動車(陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産に該当します。)
- コ 賃貸ビル等を借り受けて事業をされている方が、ご自身の費用で附加施工された内部造作等及び譲渡によって取得された内部造作等で、事業の用に供することができる資産
- サ 他の事業所に貸し付けている資産(リース資産)

リース資産は、原則として貸主(リース会社等)が申告しますが、**契約満了後に借主の所有物となる資産については、借主が申告してください。**平成19年度税制改正により、所有権移転外ファイナンス・リースが税務会計上売買取引として取り扱われるようになりましたが、固定資産税については従来どおり貸主であるリース会社等が納税義務者となります。

### (4) 申告の対象とならない資産

- ア 自動車税・軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
- イ 無形固定資産(例:特許権、漁業権、ソフトウェア)
- ウ 商品、貯蔵品
- エ 生物(観賞用、興行用のものを除く。)
- オ 書画骨董(複製品等減価償却しているものを除く。)
- カ ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、取得価額が20万円未満の資産
- キ 平成10年4月1日以降に取得した資産で、
  - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却する資産 下表※3
  - ・使用可能期間が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入された資産 下表※4
 なお、個人事業主が平成11年1月1日以後に取得した10万円未満の資産は、全て必要経費となるため、申告の対象外です(所得税法施行令第138条)。

上記 ※1~※4は下表をご参照ください。

経理区分と取得価額による申告対象の一覧(○=申告対象、×=申告対象外)				
取得価額	経理区分と申告の要否			
	一般減価償却※1	中小企業特例※2	3年一括償却※3	一時損金算入※4
10万円未満	○	○	×	×
10万円以上20万円未満	○	○	×	/
20万円以上30万円未満	○	○	/	/
30万円以上	○	/	/	/

## (5) 建築設備における家屋と償却資産の区分

建物には、電気設備、空調設備、給排水設備等の建築設備(家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備)が取り付けられていますが、固定資産税では内容により、家屋と償却資産に区分して評価を行います。

### 【家屋と償却資産の区分】 家屋の所有者と設備の所有者が同じ場合

設備の種類	設備の分類	償却資産	家屋評価の対象資産
電気設備	受変電設備	設備一式(配線・配管を含む。)	-
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備(配線・配管を含む。)	-
	動力配線設備	工場用又は業務用動力配線設備	左記以外の屋内配線
	中央監視制御装置	装置一式(配線・配管を含む。)	-
	照明設備	ネオンサイン、スポットライト、外灯	屋内照明設備、分電盤
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線及び配管
	拡声設備	マイクロホン等の機器類	配線及び配管
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・機器類	配線及び配管
空調設備		ルームエアコン	家屋と一体の設備(埋込式)
消火設備	屋内消火栓設備	ホース及びノズル、消火器	消火栓等の設備
給排水設備	給排水設備	井戸、独立高架水槽、屋外給排水配管、生産事業用設備	屋内の設備(揚水・排水ポンプ、止水栓、給水栓配水管、高架水槽)
給湯設備	局所式給湯法	湯沸器、貯湯槽、ボイラー	-
	中央式給湯法	独立煙突及び煙道、ボイラー(事業用)	貯湯槽、配管
運搬設備		ベルトコンベア	家屋と一体の設備一式(エレベーター等)
その他設備	衛生設備	浄化槽	浴槽設備
	間仕切り	設置、移動、撤去ができるもの	家屋と一体で取外し困難なもの
	厨房設備	顧客の求めに応じて調理するための厨房設備(飲食店、旅館、病院等)	左記以外

※ 上の表は一般的な設備について例示したものです。特殊な設備では異なる場合があります。

### 生産設備及び業務用の設備の区分

次の設備は、企業等の勘定科目にかかわらず、償却資産の対象です。

- ア 生産設備(工場等機械の原動力源である動力配線、発電設備、変電設備の電気設備等)
- イ 製氷業等の冷凍・冷蔵設備(配管を含み、断熱材及び防熱ドアを除く。)
- ウ 旅館、病院等の顧客提供用の厨房設備又は洗濯設備等のサービス設備
- エ 紡績工場等の製品の搬出設備用レール又は流れ作業等に用いられるベルトコンベア等
- オ 公衆浴場のろ過機
- カ 証券会社に設けられる株式価格表示設備
- キ 自動車循環装置(立体駐車場)、安全装置、誘導装置、駆動用動力配線設備、駐車場機械設備(屋内の自動車管制装置は、家屋の評価に含まれます。)

## (6) テナント等が施工した内装・設備等について

賃貸ビル等を借りて事業をされている方(テナント)が、自らの事業を営むために施工した内装、造作及び建築設備は地方税法第 343 条第 10 項及び糸魚川市市税条例第 40 条第 8 項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

## 3 固定資産税と国税(所得税・法人税)の主な違い

項目	固定資産税における 償却資産の取扱い	国税における 償却資産の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	固定資産評価基準別表第 15 に定められた減価率を用いる。 ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同率	建物以外は定率法、定額法の選択 【定率法選択の場合】 ・平成 24 年 4 月 1 日以降に取得された資産は「200%定率法」を適用 ・平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに取得された資産は「250%定率法」を適用 ・平成 19 年 3 月 31 日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	制度なし	制度あり
増加償却 (所得税・法人税)	制度あり	制度あり
評価額の最低限度額	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1 円)
改良費	区分評価	原則区分評価(一部合算評価)

## 4 課税標準の特例、非課税及び減免について

### (1) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に定める一定の要件を備えた償却資産は、課税標準の特例により、固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、種類別明細書の摘要欄に明記してください。

### (2) 非課税となる資産

地方税法第 348 条、同法附則第 14 条に定める一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります(社会福祉法人の保育施設・障害者施設、宗教法人の宗教施設、学校法人の教育施設等で使用する資産など)。

### (3) 固定資産税の減免

糸魚川市市税条例第 57 条に定める要件を満たす場合に、固定資産税が減免される場合があります(災害による被害など)。

所有者からの申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

【主な課税標準の特例（一部抜粋）】

適用条項 (法…地方税法)		資産の種類	取得時期	特例率	添付書類 (初回のみ必要※1)
条	項・号				
法第340条の3	第3項	農業協同組合等の共同利用に供する機械及び装置	指定なし	3年間 1/2	・補助金申請書 ・補助金決定通知書
	第5項	内航船舶	指定なし	1/2	
法附則第5条	第2項 第1号	公共の危害防止施設等 (汚水・廃液処理施設等)	R4.4.1~ R6.3.31	1/2	・特定施設設置届出書等
	第25項 第1号	再生可能エネルギー発電 設備(太陽光、風力、バイオ マス、地熱、水力)	R2.4.1~ R6.3.31	3年間 2/3	・経済産業大臣の認定に係る証明の写し 等(太陽光発電設備は、補助申請等の 写し)
	第25項 第2号			3年間 3/4	
	第25項 第3号			3年間 1/2	
	第45項	中小事業者等が認定先端 設備等導入計画に従って 取得した先端設備等	R5.4.1~ R7.3.31	3年間 1/2 ほか ※下記【先端 設備等にかか る課税標準の 特例につい て】参照	・先端設備等導入計画に係る認定申請書 及び認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確 認書の写し(確認書は認定経営革新等 支援機関より取得してください。) ※償却資産がリースで、リース会社が申 告する場合、上記に加え以下の書類を 提出してください。 ・リース契約書の写し ・公益社団法人リース事業協会が確認し た固定資産税軽減額計算書の写し

※1 添付書類は、新規で特例の適用を受ける年にご提出ください(2年度目以降は添付不要です)。

【先端設備等にかかる課税標準の特例について】

中小事業者等(個人事業主含む)が、先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受けてから新規に取得した償却資産について、新規取得に係る固定資産税が3年間、2分の1に軽減されます。また、従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合は、令和6年3月末までに取得した設備は5年間、令和7年3月末までに取得した設備は4年間にわたって3分の1に軽減されます。

対象者： 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く。)

対象設備： 認定経営革新等支援機関の認定を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記設備

<減価償却資産の種類>

機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備(家屋と一体となって効用を果たすものを除く。)

その他要件: 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること。中古資産でないこと。

※ 要件の詳細及び先端設備等導入計画の作成方法については、商工観光課へご相談ください。

## 5 償却資産の申告対象となる特殊自動車について

特殊自動車(農耕作業用自動車を除く。)は、車両の大きさや最高速度によって小型・大型に分類されます。このうち大型特殊自動車は、償却資産の申告の対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、全て申告してください。

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
一般用 ・建設用	フォークリフト、ショベルローダ(バックホウなど)、タイヤローラ、ロードローラ、ロータリ除雪自動車等	下の項目に一つでも該当する場合 ①車両の長さが 4.7mを超えるもの ②車両の幅が 1.7mを超えるもの ③車両の高さが 2.8mを超えるもの ④最高速度が 15 km/hを超えるもの
農耕作業用	乗用田植機、農耕トラクタ、薬剤散布車、コンバイン等	最高速度が 35 km/h以上のもの ※長さ・高さ・総排気量の基準なし
※ 上記の大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」に該当し、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告対象外となります。		

### 【農耕作業用自動車のアタッチメントについて】

農耕作業用自動車に取り付けて用をなす機械装置(アタッチメント)については、自動車本体と一体で使用されるため、農耕作業用自動車と機械装置の所有者が異なる場合は、償却資産の申告が必要です。

農耕作業用自動車(小型特殊自動車)	アタッチメントの申告
自己所有	不要
自己所有以外(借用等)	必要

## 6 調査協力をお願い

糸魚川市では、提出いただいた申告内容を確認するために、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定に基づく実地調査や、電話等による照会を行いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査等に伴い、申告誤りや申告漏れ等が判明した場合、修正申告をお願いすることがあります。資産を取得された年の翌年度(最大 5 年度分)まで遡及する場合がありますので、ご承知おきください。

## 7 マイナンバーの取扱いについて

申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)については、番号法に定める本人確認を実施させていただきます。申告の際には以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は確認資料の添付は不要です。

【本人が申告書を提出する場合(例)】 ①又は②をご提示ください。

- ①本人の個人番号カード
- ②本人の通知カード及び運転免許証などの顔写真付身分証明書

【代理人が申告書を提出する場合(例)】 ③、④をご提示し、⑤はご提出ください。

- ③本人の個人番号カードまたは通知カード(写しでも可)
- ④代理人の運転免許証などの顔写真付身分証明書
- ⑤本人からの委任状

**【申告書記載例】**

令和 6 年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

令和 年 月 日 (提出日を記入してください。)

系魚川市長 殿

受付印

平成28年度から国のマイナンバー制度の導入により、番号欄が設けられました。個人番号又は法人番号を記入してください。(右詰めをお願いします。)

※所有者コード 市が記入します。

該当する項目に○を付けてください。

個人の場合は事業主名と屋号の欄に通称名(商店名・船名等)を記入してください。

必要事項を記入してください。

令和5年度申告書の取得価額を記入してください。

令和5年中(R5.1.2~R6.1.1)に減少した資産の取得価額を資産種類別に合計し記入してください。

令和5年中(R5.1.2~R6.1.1)に取得した資産の取得価額を資産種類別に合計し記入してください。

令和6年1月1日現在に所有される資産の取得価額の合計額となります。

名称・住所変更、事業廃止などの変更等がある場合はその内容と日付を記入してください。また、資産の異動がない場合は「変更なし」と記入してください。

申告者、明細者等申告書類を直接税理士事務所へ送付希望がある場合は、「〇〇事務所へ送付希望」と記入してください。

第二十六号様式(様式印刷)

1 住所 (ふりがな) 又は納税通知書送達先 〒941-0056 いといがわしち みや ちようめ ばん ごと 系魚川市一の宮1丁目2番5号 (電話) 025-552-1511	2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名 かぶしがいしゅ いといがわせいさくしよ 株式会社 系魚川製作所 代表取締役 系魚川 太郎 (屋号)	3 個人番号又は法人番号	4 事業種目 (資本金等の額) 総合工事業 (10 百万円)	5 事業開始年月 昭和63年 5月	6 この申告に添着する者の氏及び住所 (電話 025-552-1511)	7 税理士等の氏名 (電話 025-566-3111)	8 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)	9 増加償却の届出 有・無 (無)	10 非課税該当資産 有・無 (無)	11 課税標準の特例 有・無 (無)	12 特別償却又は圧縮記憶 有・無 (無)	13 税務会計上の償却方法 定率法 定額法 (定率法)	14 青色申告 有・無 (有)
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)									
1 構築物	8 502 000	3 102 000	6 180 000	11 580 000	① 系魚川市大字青海4648番地11 における事業所 等資産の所在地								
2 機械及び装置	57 420 000			57 420 000	② 系魚川市内の資産の所在地を記入してください。								
3 船舶					③ 貸主の名称等 系魚川市大字能生1941-2 いといがわリース株式会社								
4 航空機					16 借用資産 (有) 無								
5 車両及び運搬具					「有」の場合はリース会社の住所及び事業所名を記入してください。								
6 工具、器具及び備品	1 560 000	230 000	1 070 000	2 400 000	17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家								
7 合計	67 482 000	3 332 000	7 250 000	71 400 000	18 備考 (添付書類等)								
資産の種類	評価額 (ホ)	決定価格 (ヘ)	課税標準額 (ト)										
1 構築物				不明の場合は記入の必要はありません。									
2 機械及び装置				市が記入します。									
3 船舶				※電算等により全資産申告をされる場合は記入してください。									
4 航空機													
5 車両及び運搬具													
6 工具、器具及び備品													
7 合計													

## 【明細書記載例】

※同封の種類別明細書は、前年度申告いただいた内訳です。

### 1 増加資産 (令和5年中に取得した資産)

記載用紙：種類別明細書(白紙)

令和5年1月2日から令和6年1月1日までに新規取得した資産を記入してください。

※前年以前に取得し、申告が漏れていた資産も対象です。摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

「※削除」は誤って申告した資産を削除する場合の異動区分です。

所有者コード	行政区	令和 年度	所有者名	頁
			株式会社 系魚川製作所	1/1

### 種類別明細書

異動区分				行 番号	資産の 種類 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用 年数	減価 残存率	価格	課税標準 の特例		課税標準額	減少区分		摘要
増加 ①	訂正 ②	減少 ③	※削除 ④						年 号	年	月					率	コード		1:全部	2:一部	
○				1	1		③ アスファルト舗装工事	1	4	29	3	1,386,000	10		/			1・2		新規	
○				2	3		船舶	1	4	29	10	25,500,000	7		1/2			1・2		特例	
○				3	6		パソコン	1	5	1	9	320,000	4					1・2		申告漏れ	

① 増加の場合は、異動区分1に○印を付けてください。

② 該当する資産の種類番号(1~6)を記入してください。  
1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具・器具及び備品

⑤ 資産の取得年月を記入してください。  
※年号  
昭和：3  
平成：4  
令和：5

⑥ 当該資産を取得するために支出した金額を記入してください。  
なお、改良費等の支出は、本体部と区別して記入してください。  
また、圧縮記帳されている資産については圧縮記帳前の取得価格を記入してください。

⑧ 増加理由を記入してください。

### 2 訂正

記載用紙：種類別明細書

記載されている内容に訂正がある場合は、

- 1) 訂正箇所を2本線で抹消し、その該当上欄に正しい名称、数値等を記入してください。
- 2) また、右端の摘要欄に理由等を記入してください。

異動区分				行 番号	資産の 種類 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用 年数	減価 残存率	価格	課税標準 の特例		課税標準額	減少区分		摘要
増加 ①	訂正 ②	減少 ③	※削除 ④						年 号	年	月					率	コード		1:全部	2:一部	
	○			1	2	111	天井走行クレーン	1	4	7	1	51,092,000	6					1・2		耐用年数申告誤り	
	○			2	2	112	骨材輸送設備	1	4	7	1	52,000,000	6					1・2		金額訂正	
	○			3	2	113	電気動力設備	1	4	7	1	12,428,000	6					1・2		名称誤り	

① 訂正の場合は、異動区分2に○印を付けてください。

② 訂正箇所の上欄に正しい内容を記入してください。

③ 訂正理由を記入してください。

### 3 減少(全部・一部)

記載用紙：種類別明細書

※令和5年1月2日から令和6年1月1日までに、廃棄・売却等で減少した資産を記入してください。  
(使用中の資産は、減価償却済みであっても減少資産の対象外ですのでご注意ください。)

<注意>一部減少の場合は、実際に減少した数量・取得価額を記入してください。

例)2台で546,000円(220,000円+326,000円)で取得したエアークンプレッサーのうち、220,000円の方を廃棄した場合(下の記載例2行目)

異動区分				行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 格	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	減 少 区 分		摘 要	
増 加	訂 正	減 少	※ 削 除						年 号	年	月					率	コ ー ド		1:全部	2:一部		
		①		1	2	33	試験用圧縮機	1	4	4	2	80,000	6		/			③	1	2	④ 売却	
		③		1	2	34	エアークンプレッサー	② 1	3	5	7	220,000	6		/				③	1	②	④ 一部廃棄

① 減少の場合は、異動区分3に○印を付けてください。

② 一部減少の場合は、減少した内容を上欄に記入してください。  
例:220,000円のエアークンプレッサーを1台廃棄した場合

③ 該当する減少区分(全部減少は1、一部減少は2)に○印を付けてください。

④ 減少理由を記入してください。

### 4 削除

記載用紙：種類別明細書

「削除」は、誤って申告した資産を削除する場合の異動区分です。  
※廃棄・売却等は異動区分3の「減少」となります。

異動区分				行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 格	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	減 少 区 分		摘 要
増 加	訂 正	減 少	※ 削 除						年 号	年	月					率	コ ー ド		1:全部	2:一部	
			①	1	6	2	コピー機	1	4	20	2	500,000	5		/				1	2	② 申告誤り
			④	1	6	10	自動販売機	1	4	21	7	1,080,000	5		/				1	2	リース資産

① 削除の場合は、異動区分4に○印を付けてください。  
② 摘要欄に削除理由を記入してください。

## ■電子申告(eLTAX)の留意点

の部分が、電子申告システムから当市電算システムへの取込対象項目です。

**資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数は必須項目であり、未入力だと電算システムへの取り込みができません。必ず入力してください。**

※減価残存率・価額・課税標準額については、申告内容値ではなく、電算システムにより再計算された値を取り込みます。

### 入力をお願い

次の①②は当市電算システムで再計算する際に必要なため、該当する場合は、お手数ですが入力をお願いします。

#### ① 課税標準の特例に該当する場合

船舶など、課税標準の特例に該当する場合は特例率を入力してください。

※6ページの「主な課税標準の特例(一部抜粋)」をご参照ください。

#### ② 税制改正による耐用年数の変更があった場合

平成20年度税制改正による耐用年数の変更があった資産については、摘要欄に変更前の耐用年数と適用終了年度を入力してください。

(例) 変更前の耐用年数:11年/適用終了年度:平成20年(平成21年に15年へ変更) の場合(下の記載例2行目)

平成20年度税制改正による耐用年数の変更があった資産は、**全角**で入力してください。

【入力例】

変更前の耐用年数:11年

上記耐用年数の適用終了:平成20年

※平成21年から変更後の耐用年数が適用されます。

11

令和6年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち		
※所有者コード												株式会社 糸魚川製作所		枚目		
※	所有者コード	資産の種類	資産の名称等	数量	取得年月			(イ)取得価額	(ロ)耐用年数	(ハ)減価残存率	(ニ)価額	※課税標準の特例		課税標準額 (上段:限度額表示)	増加事由	摘要
					年号	年	月					率	コード			
異動	0900038	1	100000001	アスファルト舗装工事	1	4	3	6	1,386,000	10	0.794	69,300		69,300		
異動		2	200000002	半自動溶接機	1	4	19	6	700,000	15	0.858	343,316		343,316		② 11/420
異動		3	200000004	巻線機	1	4	27	10	8,900,000	7	0.72	7,654,000		7,654,000	1	
異動		4	300000005	船舶	1	4	12	3	45,200,000	6	0.681	2,260,000	①	1,130,000		

取得年号は数字で入力してください。  
【入力例】昭和:3、平成:4、令和:5

課税標準の特例に該当する場合は、特例率を入力してください。  
【入力例】特例率 1/2 ⇒ 102